

議案第 44 号

朝来市後期高齢者医療に関する条例の一部を改正する条例制定について  
朝来市後期高齢者医療に関する条例の一部を改正する条例を別紙のとおり定める。

令和 2 年 4 月 30 日提出

朝来市長 多 次 勝 昭

提案理由要旨

新型コロナウイルス感染症に関し国の財政支援の基準に基づく傷病手当金の支給を行うための兵庫県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療に関する条例の一部を改正する条例（令和 2 年兵庫県後期高齢者医療広域連合条例第 3 号）が令和 2 年 4 月 15 日に公布され、同年 5 月 1 日から施行されることに伴い、所要の条例整備をしようとするものです。

朝来市条例第 号

朝来市後期高齢者医療に関する条例の一部を改正する条例

朝来市後期高齢者医療に関する条例（平成 20 年朝来市条例第 1 号）の一部を次のように改正する。

第 2 条中第 8 号を第 9 号とし、第 7 号の次に次の 1 号を加える。

(8) 広域連合条例附則第 5 条第 1 項の傷病手当金の支給に係る申請書の提出の受付

附 則

この条例は、令和 2 年 5 月 1 日から施行する。

## 議案第 44 号資料

### 朝来市後期高齢者医療に関する条例新旧対照表

現 行	改 正 案
<p>(朝来市において行う事務)</p> <p>第2条 朝来市は、保険料の徴収並びに高齢者の医療の確保に関する法律施行令（平成19年政令第318号）第2条並びに高齢者の医療の確保に関する法律施行規則（平成19年厚生労働省令第129号）第6条及び第7条に規定する事務のほか、次の各号に掲げる事務を行うものとする。</p> <p>(1)～(6) (略)</p> <p>(7) 広域連合条例第21条本文の申告書の提出の受付</p> <p><u>(8)</u> 前各号に掲げる事務に付随する事務</p>	<p>(朝来市において行う事務)</p> <p>第2条 朝来市は、保険料の徴収並びに高齢者の医療の確保に関する法律施行令（平成19年政令第318号）第2条並びに高齢者の医療の確保に関する法律施行規則（平成19年厚生労働省令第129号）第6条及び第7条に規定する事務のほか、次の各号に掲げる事務を行うものとする。</p> <p>(1)～(6) (略)</p> <p>(7) 広域連合条例第21条本文の申告書の提出の受付</p> <p><u>(8)</u> <u>広域連合条例附則第5条第1項の傷病手当金の支給に係る申請書の提出の受付</u></p> <p><u>(9)</u> 前各号に掲げる事務に付随する事務</p>